

# 第6章 税の減免・交通料金等の割引



## I 税金の控除、減免

### 1. 所得税の障害者控除

本人または配偶者や扶養親族の方が心身障がい者であるときは、勤務先・税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、税金が軽減されます。

- 【対象】 ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者控除）
- ②療育手帳所持者（**A**・Aは特別障害者控除）
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者控除）
  - ④身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者控除）
  - ⑤戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者控除）
  - ⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者控除）
  - ⑦常に就床を要し複雑な介護を受けている方（特別障害者控除）
  - ⑧精神・身体に障がいがある65歳以上の方で、①、②、④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方

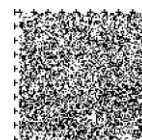
- 【控除額】 障害者控除 27万円  
特別障害者控除 40万円  
同居の特別障害者を扶養している方 特別障害者控除額+35万円（加算額）

- 【問合せ】 朝霞税務署 ☎ 048-467-2211  
※勤務している方で勤務先の年末調整で障害者控除を受ける場合は、勤務先にご相談ください。

### 2. 住民税（市・県民税）の障害者控除

上記の所得税の申告または市役所課税課に住民税（市・県民税）の申告をすると障害者控除が受けられ、住民税（市・県民税）が軽減されます。また障がい者本人の合計所得が年間125万円以下の方は非課税となります。

- 【対象】 ①精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方（特別障害者控除）
- ②療育手帳所持者（**A**・Aは特別障害者控除）
  - ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級は特別障害者控除）
  - ④身体障害者手帳所持者（1・2級は特別障害者控除）
  - ⑤戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3項症は特別障害者控除）
  - ⑥原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方（特別障害者控除）



- ⑦常に就床を要し複雑な介護を受けている方（特別障害者控除）
- ⑧精神・身体に障がいがある65歳以上の方で、①、②、④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方

【控 除 額】 障害者控除 26万円

特別障害者控除 30万円

同居の特別障がい者を扶養している方 特別障害者控除額+23万円(加算額)

【問 合 せ】 課税課 市民税グループ（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

※1月1日～12月31日の間に障がい手帳を取得した場合、翌年の2月16日～3月15日の期間に申告ができます。

### 3. 自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）

障がい者若しくは障がい者と生計を一にする方で、障がいの程度が一定以上の方のために使用される自動車（原動機付自転車含む）については、定められた期間内に申請することにより、一台に限り自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。

【対 象】 減免を受けることができる障がいの程度は、障がい区分と等級が次の表1、表2の          の部分に相当する場合です。

表1

手帳の種類		等 級（障がいの程度）					
（障がいの区分）		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚（注意1）							
聴 覚							
音声機能又は言語機能（注意2）							
平衡機能							
上 肢							
下 肢（注意3）							
体 幹							
肝 臓							
心 臓							
じん臓							
呼 吸 器							
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運動 機能	上肢						
	移動						
ぼうこう又は直腸機能							
小腸機能							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・ 肝臓機能							
精神障害者保健（注意4） 福 祉 手 帳							
戦傷病者手帳		※身体障害者手帳をお持ちの方の場合に準じて減免の範囲がさだめられています。 詳細については自動車税事務所へ直接お尋ねください。					

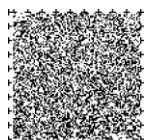


表2

等級（障がいの程度）	Ⓐ	A	B	C
手帳の種類				
療育手帳				

(注意1) 視覚については、4級の1とは「4級のうち良い方の眼の視力が0.08～0.1」の方です。

(注意2) 音声機能又は言語機能については、「こう頭」が摘出された場合に限られます。

(注意3) 半身不随のような合併症の場合は、障がい支援区分ごとに判断します。例えば、障がい名が「左上下肢機能の軽度の障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となるものがあり、減免できない場合がありますのでご注意ください。

(注意4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障がいの程度が1級で、かつ精神通院医療を受けている方

② 減免の対象となる自動車

専ら障がいのある方の通院、通学、通所等に使用される自動車（原動機付自転車含む）で条件があります。

【軽自動車税（種別割）の手続き】5月の上旬に軽自動車をお持ちの方へ市から納税通知書を送付します。その軽自動車の中で減免を受ける場合は、納期限までに市役所課税課に「軽自動車税（種別割）減免申請書」を提出してください。なお、昨年度に減免を受けられていた方につきましては、納税通知書とともに減免申請書を送付します。

【問 合 せ】 自動車税、軽自動車税（環境性能割）

埼玉県自動車税事務所 所沢支所

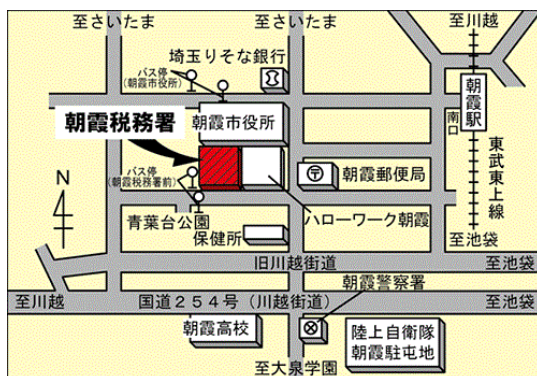
所沢市牛沼690-1

☎ 04-2998-1321    FAX 04-2991-1009

軽自動車税（種別割）（課税課 第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

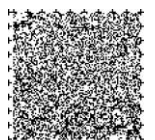
税の関係機関

● 朝霞税務署（所得税・消費税・相続税などの国税）

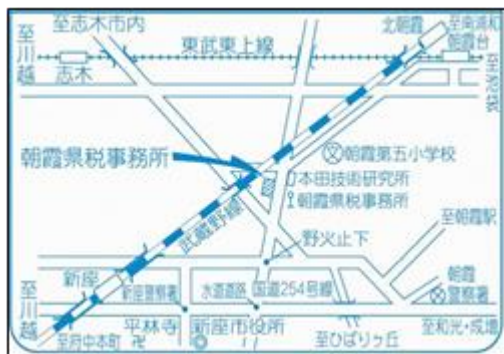


所在地 朝霞市本町1-1-46

☎ 048-467-2211

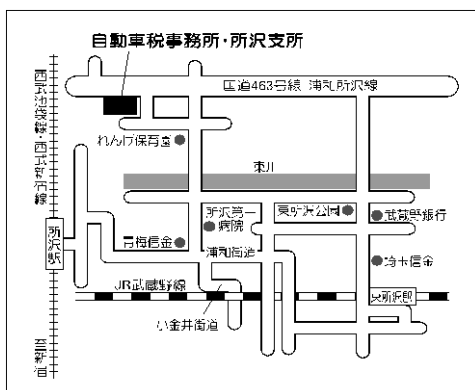


朝霞県税事務所（個人事業税、自動車税、軽自動車税（環境性能割））



所在地 朝霞市三原1-3-1  
 ☎ 048-463-1671  
 📠 048-463-1675

● 自動車税事務所 所沢支所（自動車税、軽自動車税（環境性能割））



所在地 所沢市牛沼690-1  
 所沢自動車検査登録事務所敷地内  
 ☎ 04-2998-1321  
 📠 04-2991-1009

## Ⅱ 交通機関の運賃の割引

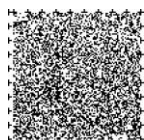
### 1. 鉄道運賃の割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている方、及び一部の介護者

【割引料金】

手帳種別		普通乗車券	急行券・回数券	定期乗車券
第1種 (介護者同乗)	大人(12歳以上)	大人料金の半額		
	小人(6~11歳)	小人料金の半額	割引なし	
	幼児(0~5歳)	無料		
	介護者	大人料金の半額		
第1種(介護者なし)		片道100kmを超えるときは半額	割引なし	
第2種		片道100kmを超えるときは半額 介護者の割引はなし	割引なし	割引なし※1

※1 12歳未満の第2種身体・知的障がい児と介護者が同乗するときは、介護者のみ大人料金の半額



第1種・第2種の別（身体障害者手帳及び療育手帳の等級の欄に記載

旅客鉄道株式会社	第1種
旅客運賃減額	第2種

※詳しくは券をご購入の前に、JR各線、私鉄に直接お問い合わせください。

【利用方法】 手帳を提示して割引を受けます。

【問合せ】 JR、私鉄各駅券売窓口



## 2. バス運賃の割引

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている方、及び一部の介護者

【割引料金】

利用区分	割引率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている方が単独で利用する場合	50%
第1種の身体障害者、療育手帳を持っている方が介護者と同乗する場合は介護者も割引になります。	50% (介護者同率)
定期券を購入する場合	30% (小児定期を除く)

【利用方法】 手帳を提示して割引を受けます。

【問合せ】 各バス会社

## 3. 有料道路通行料金の割引

有料道路料金が割引されます。

※対象となるのは、1人につき1台、自動車は個人所有のものに限り、営業用の車は対象となりません。

【対象者】 ①身体障害者手帳の交付を受けている本人が自ら運転する場合  
②手帳の交付を受けている重度の身体障がい者または重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合（重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。）

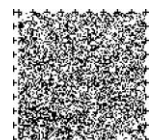
【車の所有者】 ○障がい者本人が運転する場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有

○障がい者本人以外の運転の場合

障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有

上記の方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護



している者が所有

【利用方法】 割引を受けるためには、共生社会推進課で事前登録が必要です。(更新登録も同様です。)

有料道路料金所で、料金を支払う際、障がい者手帳の割引対象者該当シール(共生社会推進課で押印)を提示し、料金を支払います。ETCを利用する場合も割引されます。

【必要書類】

ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
①身体障害者手帳又は療育手帳	①身体障害者手帳又は療育手帳
②自動車検査証(コピー可)	②自動車検査証(コピー可)
③運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)	③運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)
	④ETCカード(原則として障がい者本人名義のもの)
	⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

【更新申請】 有効期限毎の更新が必要です。(有効期限は、手帳に記載されます)

【問合せ】 共生社会推進課 (第1庁舎:フォーシーズンズ志木8階)

有料道路 ETC 割引登録係

☎ 045-477-1233 (平日9時~17時)

FAX 045-474-1110

道路	-	-
介護	年	月 日まで

#### 4. 航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(顔写真貼付け有)を持っている12歳以上の方及び一部の介護者が航空機を利用する際に、運賃が割引になります。詳しくは、事前にご利用になる航空会社などにお問合せください。

【対象者】 ① 第1種の身体及び知的障がい者(児)

介護者と共に又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1人に対して割引を適用します。

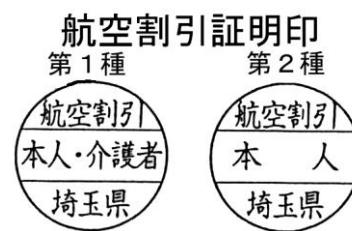
② 第2種の身体及び知的障がい者(児)

一部の航空会社では本人のみ適用となります。

※適用範囲は各航空会社にご確認ください。

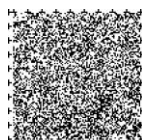
③ 顔写真が貼付けされ、搭乗日当日が有効期間内の精神障害者保健福祉手帳を所有している精神障がい者(児)

介護者と共に又は単独で利用する場合に、本人及び介護者1人に対して割引を適用します。



【割引率】 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へお問合せください。

【問合せ】 各航空会社



### Ⅲ その他の制度

#### 1. 駐車禁止除外標章の交付

下記の対象者に対し、駐車禁止除外標章が交付されます。個人に対して交付されますので、臨時的にタクシーなどに乗車する際も、標章を利用することができます。

駐車が許可されるのは、「概ね100メートル以内に駐車可能な場所がない。」「駐車せざるを得ない特別な事情がある。」などの場合です。

##### 【対象者】

- 別表に該当する身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難と認められる方
- 戦傷病者手帳の交付を受けており、歩行が困難と認められる方
- 療育手帳の交付を受けており、重度の障がいをもつ方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、1級の障がいをもつ方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症に該当する方

##### ■別表

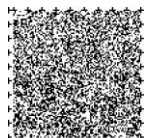
標章交付基準表

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級～4級までの各級
心臓機能障がい		1級及び3級
じん臓機能障がい		1級及び3級
呼吸機能障がい		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級

【問合せ】 朝霞警察署

朝霞市栄町5-9-5

☎ 048-465-0110



## 2. NHK放送受信料の免除

障がい者手帳を持っている方のいる世帯で下記要件に該当する場合は、NHK受信料が全額又は半額免除されます。

共生社会推進課へ障がい者手帳と印鑑を持参して、放送受信料免除申請を行ってください。

### 【対象者】

対象		適用条件
全額免除	公的扶助受給者	
	・身体障がい者手帳 ・療育手帳（知的障がい者と判定を受けている方も含みます。） ・精神障害者保健福祉手帳	左記のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市民税非課税の場合
	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の身体障害者	1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
半額免除	重度の知的障がい者	（Q、A）の療育手帳をお持ちの方、又は重度の知的障がいがあると判定を受けている方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳（特別項症～第1款症）をお持ちの方が世帯主で、受信契約者の場合

【問合せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

NHKの受信料について

NHK ふれあいセンター

☎ 0570-077-077      FAX 045-522-3044

※上記ナビダイヤルが利用できない場合

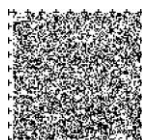
☎ 050-3786-5003

## 3. 郵便料金の減免

障がい者団体等が発送する郵便物には割引制度があります。詳しくは郵便局にお問い合わせください。

【対象となるもの】点字郵便物、特定録音物等郵便物、心身障がい者団体及び精神障がい者団体が発行する定期刊行物、その他小包郵便物にも割引があります。

【問合せ】 各郵便局





## 4. 青い鳥郵便はがきの無償配布

日本郵便が、福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に入った、くぼみいり通常葉書 20 枚のセットを無償で配布します。

4月1日から5月31日まで申込期間となりますが、毎年異なることがあります。期間については、郵便局にお問合せください。

【対象者】 身体障害者手帳 1、2級または療育手帳<sup>Ⓐ</sup>、A

【問合せ】 各郵便局

## 5. 携帯電話の料金割引

携帯電話の基本料金などが割引になります。

※通話料の割引は、ありません。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

【必要書類】 障がい者手帳、身分証明証、その他

※各携帯電話会社により、対象者、割引率及び手続き方法が異なります。

詳しくは、現在ご利用の携帯電話会社にお問合せください。

【問合せ】 各携帯電話会社

## 6. NTTふれあい案内

障がいのある方が、番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

【対象者】 ①身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する方

視覚障がい 1～6級

肢体不自由（上肢・体幹・脳性麻痺など乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2級

②戦傷病者手帳を持ち、次のいずれかに該当する方

視覚障がい（特別項症～第6項症）

上肢障がい（特別項症～第2項症）

③療育手帳を持っている方

④精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【問合せ】 NTTふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104-174

